

労働基準関係法令違反に係る公表事案

三重労働局

最終更新日：令和6年10月22日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
大東電気(株)	三重県四日市市	R6. 7. 5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ約2.5メートルの天井の配電作業に際し、作業床を設けず、墜落防止措置を講じていなかったもの。	R6. 7. 5送検
(資) 総本家新水谷新九郎商店	三重県桑名市	R6. 7. 12	最低賃金法第4条	労働者7名に対する11か月分の定期賃金合計約1113万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R6. 7. 12送検
(株) 韶四サービス	三重県四日市市	R6. 7. 19	最低賃金法第4条	労働者6名に対する5か月分の定期賃金合計約300万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R6. 7. 19送検
松阪自動車工業(株)	三重県松阪市船江町	R6. 9. 19	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの。	R6. 9. 19送検
(株) 松建	三重県度会郡南伊勢町	R6. 9. 24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第552条	架設通路で、踏桟等の滑り止め措置を設けることなく労働者に作業を行わせたもの。	R6. 9. 24送検